

● お知らせ

❖十和田市役所の住所

〒 034-8615
十和田市西十二番町6番1号

❖十和田市役所の電話番号

(代表) 0176-23-5111

※土・日曜日、休日は閉庁

❖市ホームページ

<https://www.city.towada.lg.jp/>



QRコードは株式会社QRコード登録商標です。

❖お知らせの表記

申…申込先

問…問い合わせ先

「申し込み方法（★）」…申請書や申込書などは、担当課に備え付けまたは市ホームページからダウンロードできます。

※費用の記載がないものは無料です。

乱丁・落丁がある場合はお取り換えしますので、ご連絡ください。

暮らし

マイナンバーカード臨時窓口

とき 2月15日(日) 午前9時～
正午 ※予約不要

ところ 市民課（本館東側出入り口をご利用ください）

必要なもの 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、または資格確認書と医療受給者証の2点など）

※マイナンバーカードをお持ちの人は持参してください。

※本人確認書類をお持ちでない場合は受け付けできません。

※15歳未満の人は、同じ世帯の法定代理人も同伴してください。

※公金受取口座の登録を希望する人は口座情報が分かるものが必要です。

※マイナンバーカードに関する手続き以外の業務は行いません。

問 市民課 0176-51-6755

不妊検査費用を助成します

申問こども家庭センター☎ 0176-51-6797

不妊を心配する夫婦に対して、不妊検査費用の一部を助成します。

助成対象 医師が必要と認めた不妊検査のうち、令和8年1月1日以降に夫婦が受けたもの

助成金額 夫婦1組につき上限5万円

申請期限 3月31日(火)

申し込み方法（★）申請書に必要事項を記入の上、こども家庭センターに持参または郵送によりご提出ください。

※詳しくはお問い合わせください。

市ホームページはこちらから▶



物価高対応子育て応援手当を支給します

申問こども支援課☎ 0176-51-6717

支給額 0歳から高校生年代までの子ども1人につき2万円（1回限り）

申請が不要な人 ①令和7年9月分の児童手当を受給した人 ②出生による児童手当の手続きを令和7年9月1日から12月26日までに十和田市で行った人

申請が必要な人 ①児童手当受給者のうち公務員の人 ②出生による児童手当の手続きを1月以降に十和田市で行った人 ③令和7年10月1日から令和8年3月31日までに離婚などにより新たに児童手当の受給者となった人で、本手当を元配偶者（令和7年9月分の児童手当の受給者）より受け取ることができない人

申請方法 申し込みフォーム、郵送、窓口での申請

申請期限 3月31日(火)（出生による手続きが4月になる場合を除く）

※対象世帯へは、1月末に案内を郵送しています。

※詳しくはお問い合わせください。

支給内容および申請方法の詳細はこちらから▶



国民年金保険料控除証明書は電子データで受け取れます

確定申告や市・県民税の申告において、納付した国民年金保険料は、全額社会保険料控除の対象です。

申告に必要な控除証明書は、マイナポータルからねんきんネットにログインし、電子データで受け取ることができます。

詳しくは日本年金機構ホームページをご確認ください。

問 国保年金課☎ 0176-51-6753

八戸年金事務所☎ 0178-44-1742

日本年金機構ホームページはこちらから▶



各コミュニティセンターに公衆無線LAN（Wi-Fiスポット）を設置しました

設置場所 南コミュニティセンター、東コミュニティセンター、西コミュニティセンター

ネットワーク名 TowadaCity_Free_Wi-Fi

利用料金 無料

利用時間 午前9時～午後9時（休館日を除く）

※詳しくは市ホームページをご覧いただか、お問い合わせください。

問 まちづくり支援課

☎ 0176-51-6725

市ホームページはこちらから▶

